平成２６年（フ）第３３号
福島県須賀川市岩渕字植松50番地２
債務者　沖津ヒサコ
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
福島県郡山市田村町金屋字上川原95番地の２ウェルプレイス203号、前住所福島県郡山市小原田１丁目18番27号
債務者　小野加菜子（旧姓郷）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
兵庫県洲本市下内膳464番地２　県住１号棟301号
債務者　鈴木　初美
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第４１６号
埼玉県久喜市西大輪165番地１　竹林ＧＡＲＤＥＮ　Ｂ102号、旧住所埼玉県久喜市南１丁目２番51―203号
債務者　佐藤　光春
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
千葉県柏市高田1027番地の60
債務者　片岡　智則
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２４９号
千葉県松戸市小金原１丁目20番地の１　市営住宅１―206号
債務者　高篠　三郎
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２６４号
千葉県松戸市根木内11番地の11　グーディッシュ北小金310号
債務者　吉田　博記
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３７０号
神戸市須磨区須磨浦通４丁目１番28号　シーサイドＳＫＹハイツ209号
債務者　井住　浩之
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９３号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番163―502号
債務者　片岡　沙織
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１０号
神戸市北区有野台１丁目６番地　Ａ15棟301号
債務者　屋敷　定利
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1610―29　パティオコウダＡ―02、住民票上の住所長崎県長崎市大手２丁目９番10号　コーポアンジェラスＢ―101
債務者　濵口　泰典
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６２号
長崎県佐世保市保立町14番１号、前住所長崎県佐世保市中通町557番地
債務者　北原　　操（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
茨城県神栖市平泉2475番地３　サンハイツ神栖１―３
債務者　渡邉　信久
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第５５３号
愛知県瀬戸市高根町１丁目48　カーサＫ＆Ｋ１階５号、住民票上の住所名古屋市緑区小坂２丁目1014番地の２
債務者　石川　直隆
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部